

新旧対照表

○母性健康管理の措置に関する規程

改正	現行
<p>母性健康管理の措置に関する規程 1998年4月1日制定</p> <p><b>改正 2017年10月1日</b> (準拠)</p> <p>第1条 衛生管理規程第2条第2項の規定により、この規程を定める。 (目的)</p> <p>第2条 この規程は、<b>学校法人梅村学園（以下「本法人」という。）における</b>妊娠中及び出産後の女性教職員の健康管理に関する措置等を定めることを目的とする。 (用語の定義)</p> <p>第3条 この規程における「保健指導又は健康診査」（以下「健康診査等」という。）とは、問診、診察及び諸検査並びにそれらに基づく疾病の予防<b>及び</b>健康の保持増進に必要な保健上守るべき事項の指示、指導又は療養の指導をする個別の保健指導のことをいう。</p> <p>2 この規程における「妊娠中及び出産後」とは、医師等により妊娠が確認されたときから出産まで、及び出産の翌日から数えて1年目に当たる日の前日までの期間のことをいう。 (勤務時間内通院)</p> <p>第4条 本法人は、妊娠中及び出産後の女性教職員に対して、本人から申出があった場合は、原則として<b>本人が希望する</b>日時に、必要な時間を勤務時間内通院時間として与える。</p> <p>2 本法人は、業務の都合等により、勤務時間内通院時間の変更を行うことがある。この場合の変更後の<b>勤務時間内</b>通院時間は、原則として本人が希望する日時とする。</p> <p>3 第1項の「必要な時間」とは、健康診査の受診時間、保健指導を受けている時間、医療機関等における待ち時間及び医療機関等への往復時間を合わせた時間のことをいう。</p> <p>4 女性教職員が勤務時間内通院の承認を受けて勤務しない場合は、その勤務<b>時間内通院</b>時間に1時間当たりの俸給額を乗じたものを、俸給から差し引く</p>	<p>母性健康管理の措置に関する規程 1998年4月1日制定</p> <p>(準拠)</p> <p>第1条 衛生管理規程第2条第2項の規定により、この規程を定める。 (目的)</p> <p>第2条 この規程は、妊娠中及び出産後の<b>専任の</b>女性教職員の健康管理に関する措置等を定めることを目的とする。 (用語の定義)</p> <p>第3条 この規程における「保健指導又は健康診査」（以下「健康診査等」という。）とは、問診、診察及び諸検査並びにそれらに基づく疾病の予防、健康の保持増進に必要な保健上守るべき事項の指示、指導又は療養の指導をする個別の保健指導のことをいう。</p> <p>2 この規程における「妊娠中及び出産後」とは、医師等により妊娠が確認されたときから出産まで、及び出産の翌日から数えて1年目に当たる日の前日までの期間のことをいう。 (勤務時間内通院)</p> <p>第4条 <b>学校法人梅村学園（以下「本法人」という。）</b>は、妊娠中及び出産後<b>1年以内</b>の女性教職員に対して、本人から申出があった場合には、原則として<b>申し出た</b>日時に、必要な時間を勤務時間内通院時間として与える。</p> <p>2 本法人は、業務の都合等により、勤務時間内通院時間の変更を行うことがある。この場合の変更後の通院時間は、原則として本人が希望する日時とする。</p> <p>3 第1項の「必要な時間」とは、健康診査の受診時間、保健指導を受けている時間、医療機関等における待ち時間及び医療機関等への往復時間を合わせた時間のことをいう。</p> <p>4 女性教職員が勤務時間内通院の承認を受けて勤務しない場合は、その勤務<b>しない必要</b>時間に「1時間当たりの俸給額」を乗じたものを、俸給から差し</p>

改正	現行
<p>ものとする。 (回数等)</p> <p>第5条 正常な経過の妊娠において、女性教職員が、勤務時間内通院を申し出ることができる回数は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、医師等の指示がある場合は、その指示された回数とする。</p> <p>(1) 妊娠23週まで 4週間に1回 (2) 妊娠24週から35週まで 2週間に1回 (3) 妊娠36週以後分娩まで 1週間に1回</p> <p>2 前項の「1回」とは、健康診査と保健指導を合わせたものという。</p> <p>3 <b>本法人は、出産後の場合で、</b>医師等が健康診査を受けることを指示したときは、健康診査等を受診するために必要な時間を与える。</p> <p>(申出の手続)</p> <p>第6条 妊娠中及び出産後の女性教職員は、勤務時間内通院時間を申請する際には、所定の様式により所属長に申し出るものとする。</p> <p>(申出の時期)</p> <p>第7条 妊娠中及び出産後の女性教職員の勤務時間内通院の申出は、原則として事前に行わなければならない。</p> <p>(通勤緩和、休憩に対応する措置)</p> <p>第8条 妊娠中の女性教職員が健康診査等において医師等から母体又は胎児の健康保持についての指導を受けた場合は、本人の申出により当該指導事項の内容に基づき、<b>本人と所属長とで個々に相談の上で次に掲げる</b>措置を行う。</p> <p>(1) 通勤混雑の事情に対して母体の保護が必要である場合には、所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて、原則として1日を通じ1時間以内で必要とされる時間の時差出退勤の措置を行う。</p> <p>(2) 休憩時間の延長が必要である場合は、<b>原則として1時間以内で必要とされる時間を延長する</b>措置を行う。</p> <p><b>(3) 休憩回数の増加が必要である場合は、</b>原則として2回まで、<b>かつ、</b>それぞれ30分以内とする<b>措置を行う。</b></p> <p>(妊娠中及び出産後の症状等に対応する措置)</p> <p>第9条 妊娠中及び出産後の経過に異常又はそのおそれがある場合で、<b>妊娠中</b></p>	<p>引くものとする。 (回数等)</p> <p>第5条 正常な経過の妊娠において、女性教職員が、勤務時間内通院<b>として</b>申し出ることができる回数は、次のとおりとする。ただし、医師等の指示がある場合は、その指示された回数とする。</p> <p>(1) 妊娠23週まで 4週間に1回 (2) 妊娠24週から35週まで 2週間に1回 (3) 妊娠36週以後分娩まで 1週間に1回</p> <p>2 前項の「1回」とは、健康診査と保健指導を合わせたものとする。</p> <p>3 産後<b>(<u>出産の翌日から数えて1年目に当たる日の前日までの期間</u>)</b>について、医師等が健康診査を受けることを指示した<b>ときは</b>、健康診査等を受診するために必要な時間を与える。</p> <p>(申出の手続き)</p> <p>第6条 妊娠中及び出産後の女性教職員は、勤務時間内通院時間を申請する際には、所定の様式により所属長に申し出るものとする。</p> <p>(申出の時期)</p> <p>第7条 妊娠中及び出産後の女性教職員の勤務時間内通院の申出は、原則として事前に行わなければならない。</p> <p>(通勤緩和、休憩に対応する措置)</p> <p>第8条 妊娠中の女性教職員が健康診査等において医師等から母体又は胎児の健康保持についての指導を受けた場合は、本人の申出により当該指導事項の内容に基づき<b>勤務時間の変更、休憩時間の延長、休憩回数の増加等の</b>措置を<b>次のとおり</b>行う。</p> <p>(1) 通勤混雑の事情に対して母体の保護が必要である場合には、所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて、原則として1日を通じ1時間以内で必要とされる時間の時差出退勤の措置を行う。</p> <p>(2) 休憩時間の延長<b>や休憩回数の増加</b>が必要である場合<b>には、</b><b>本人と所属長とで個々に相談のうえで必要な</b>措置を行う。 <b>なお、休憩時間の延長は原則1時間以内で必要とされる時間とし、また、休憩回数の増加については、</b>原則として2回まで<b>で、</b>それぞれ30分以内とする。</p> <p>(妊娠中及び出産後の症状等に対応する措置)</p> <p>第9条 妊娠中及び出産後の経過に異常又はそのおそれがある場合で、医師等</p>
	<p>第9条 妊娠中及び出産後の経過に異常又はそのおそれがある場合で、医師等</p>

改正	現行
<p><b>及び出産後の女性教職員が</b>医師等からその症状等について指導を受けた旨を<b>申し出たとき</b>は、医師等の指導事項に基づき、当該女性教職員がその指導事項を守ることができるよう、業務負担の軽減、勤務時間の短縮、休業等の措置を行う。</p> <p>(申出の手続)</p> <p>第10条 前2条の措置については、所定の事項を記入した書面（医療機関等が作成した「指導事項連絡カード」）によりあらかじめ所属長に申し出ることとする。</p> <p>2 医師等の指導事項の内容等を確認する必要がある場合には、担当の医師等と連絡をとり、その意見を聞くことがある。</p> <p>(勤務時間の短縮等の措置中の待遇)</p> <p>第11条 第4条第4項の規定は、第9条の勤務時間の短縮の措置について準用する。</p> <p>2 第9条の休業の措置を行う場合の俸給は、日割計算により支給する。</p> <p>附 則 この規程は、1998年4月1日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> <b>この規程は、2017年10月1日から施行する。</b></p>	<p>からその症状等について指導を受けた旨、<b>妊娠中及び出産後の女性教職員から申出があった場合には</b>、医師等の指導事項に基づき、当該女性教職員がその指導事項を守ることができるよう、業務負担の軽減、勤務時間の短縮、休業等の措置を行う。</p> <p>(申出の手続き)</p> <p>第10条 前2条の措置については、所定の事項を記入した書面（医療機関等が作成した「指導事項連絡カード」）によりあらかじめ所属長に申し出ることとする。</p> <p>2 医師等の指導事項の内容等を確認する必要がある場合には、担当の医師等と連絡をとり、その意見を聞くことがある。</p> <p>(勤務時間の短縮等の措置中の待遇)</p> <p>第11条 第4条第4項の規定は、第9条の勤務時間の短縮の措置について準用する。</p> <p>2 第9条の休業の措置を行う場合の俸給は、日割計算により支給する。</p> <p>附 則 この規程は、1998年4月1日から施行する。</p>